附則第四十三条第一項中「連結所得（同項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第五十六条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「第六十八条の九第一項」を「第六十八条の九第八項第一号」に改め、「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「第四十二条の四第一項」を「第四十二条の四第十九項第一号」に、「旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項に規定する売上調整年度の売上金額とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定を受けた合理的な方法は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十九項の認定を受けた合理的な方法」を「旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第十三項の棚卸資産の販売等に係る収益の額として連結所得（旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第五十六条までにおいて同じ。）の金額の計算上益金の額に算入される金額は新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十七項の収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額」に改め、同条第二項中「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に改め、「第二十七条の四第十六項」の下に「に規定する当該固定資産又は繰延資産には旧租税特別措置法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項」を加え、「第三十九条の三十九第十項」を「第三十九条の三十九第十一項」に、「第二十七条の四第二十三項第三号イ」を「第二十七条の四第二十一項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十九項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十一項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十六項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十三項の届出をしたときには旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十八項の届出をしたときを含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十二項第三号イ」に、「第二十七条の四第二十三項第三号ロ」を「第二十七条の四第二十九項」を「第二十七条の四第三十七項の認定を受けた合理的な方法には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十項の認定を受けた合理的な方法を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十七項」に、「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に、「第二十七条の四第三十一項」を「第二十七条の四第三十八項」に、「第三十九条の三十九第三十九項」を「第三十九条の三十九第三十一項」に改め、同条第三項中「第二十七条の四第二十九項の」を「第二十七条の四第二十七条の四第二十九項の」に、「第二十七条の四第二十四項第三号ロ(1)」を「第二十七条の四第二十三項第三号ロ(1)」に、「この条及び附則第四十七条第五項」を「附則第五十六条の二まで」に、「第二十七条の四第十九項第三号ロ(1)」を「第二十七条の四第二十七項第三号ロ(1)」に、「第二十七条の四第二十七条の四第十四項第三号ロ(2)」を「第二十七条の四第二十七項第三号ロ(2)」に、「第二十七条の四第二十七項第三号ロ(2)」に改め、同条第四項中「第二十七条の四第十九項第一号に」を「第二十七条の四第二十六項第一号に」に、「第二十七条の四第十八項第三号イ」を「第二十七条の四第二十六項第三号イ」に、「同条第二十項第一号」を「同条第二十八項第一号」に、「同条第十八項第一号」を「同条第二十六項第一号」に、「同条第十九項の」を「同条第二十七項の」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十八項第一号」を「第二十七条の四第二十六項第一号」に改め、同号イ中「第二十七条の四第十九項第三号イ」を「第二十七条の四第二十六項第四号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第四号」を「第二十七条の四第二十七項第四号」に改め、同号イ中「第二十七条の四第十九項第四号イ(1)」を「第二十七条の四第二十七項第四号イ(1)」に改め、同号ロ中「第二十七条の四第二十項第三号」を「第二十七条の四第二十八項第三号」に、「同条第十九項第四号ロ」を「同条第二十七項第四号ロ」に改める。

附則第四十四条中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、「規定又は」を「規定、」に、「規定（」を「規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項の規定（」に改める。

附則第四十五条の次に次の二条を加える。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条の二　新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号ロに規定する他の通算法人には同項の法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含むものとし、同条第四項に規定する他の通算法人には同項の法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含むものとする。

2　改正法附則第百十五条の三第一項に規定する国内新規雇用者（以下この条において「旧国内新規雇用者」というﾟ）に対する同項に規定する給与等（以下この条において「旧給与等」というﾟ）の旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（以下この条において「旧支給額」というﾟ）に係る改正法附則第百十五条の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数を超える場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の月数が同号の適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該開始の日前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該事業年度にあっては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該連結事業年度が六月以上である場合　当該連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額

3　新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第五項の規定の適用については、同項第二号イに規定する一年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額は、同号イに規定する前一年事業年度に係る給与等支給額とみなす。

4　新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項に規定する適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度の月数とが異なる場合における第二項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額は新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額の計算における同号の給与等の支給額とみなし、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧国内新規雇用者に対する旧給与等の旧支給額は新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第六項及び第八項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額とみなす。

5　新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十四項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項第二号に規定する教育訓練費の額は、新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十四項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される新租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額とみなす。

6　第二項から第四項までの規定は、改正法附則第百十五条の三第一項に規定する国内雇用者に対する旧給与等の旧支給額に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額、新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十八項において準用する同条第五項の規定の適用並びに同条第十九項において準用する同条第六項及び第八項の規定の適用について準用する。この場合において、第二項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「第四十二条の十二の五第